

はじめに

本報告書は、平成 14 年度に環境省より委託を受け、わが国がこれまでに取り組んできた産業廃水処理の経験を基に、国際的な環境協力の一貫として、その技術の広い普及を図るために、産業廃水処理技術マニュアル作成委員会においてその情報の内容、報告書の構成を検討し、その結果をまとめたものである。

日本の工業生産活動はわが国のみならず世界経済に大きく貢献してきた。それとともに、適切な環境汚染防止策が取られなければ、製造業の広がりが地域環境のみならず、地球環境に負荷を与える危険性を持つことを経験してきた。また、全ての産業はその建設計画段階から環境への影響を考えなければならず、それを怠れば後になって修復に巨額の費用と困難を伴うことを学んできた。

特に戦後の 10 年間は産業の復興の時代であり、一部の地方政府による公害防止条例制定の動きがあったものの、本格的な公害に対する法制度の整備は 1955 年から 1965 年にかけて行われた。その後、環境問題が産業公害問題から生活環境問題あるいは地球環境問題へと変化し、1993 年には公害対策基本法が環境基本法として抜本的な改正がなされ今日を迎えている。この間に産業廃水処理対策は、エンド・オブ・パイプに基づく手法に加えて、廃水量の削減、省資源化、省エネルギー化を目指したクリーナープロダクションに基づく方向へと変化してきている。

(社)海外環境協力センターは持続可能な経済発展のために、地球環境を守るための技術の普及を国際的に支援していくことを事業のひとつにしており、この度は、産業廃水処理に関する基本的な考え方と方向性等総論編、基礎技術編とともに、わが国でこれまでに培われてきた産業廃水処理の中から食品加工廃水処理技術の紹介を取り上げた。このマニュアルは、開発途上国に派遣される専門家及び途上国からの研修生に対する環境技術情報に関する提供であり、工場建設あるいは既に生産している工場において、環境対策を計画するときに、行政面と技術面の両面から俯瞰的に考察できる知識が得られるように包括的なまとめを行ったものである。日本における産業廃水対策の経験を踏まえて作成された本報告書が、同様の課題に取り組む国々の関係者においても活用され、地球環境の保全にいささかでも貢献できれば幸いである。また、このマニュアル作成にあたり、内容を検討していただいた産業廃水処理技術マニュアル作成委員会及び執筆をいただいた各位に対して厚くお礼を申し上げる次第である。

平成 15 年 3 月

社団法人 海外環境協力センター
理事長 森 仁美